



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社トーエネック
代表者名 取締役社長 野田 泰弘
(コード番号 1946 東証・名証第 1 部)
問い合わせ先 理事総務部長 水野 武季
(TEL 052-219-1904)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 88 回定時株主総会に提案することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 変更案第 2 条：将来の事業展開に備え「労働者派遣事業」の許可を取得するため事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 変更案第 5 条：「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行されましたので、当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 17 年 7 月 26 日に公布され、平成 18 年 5 月 1 日から施行されることに伴い、以下のとおり新設するものであります。
変更案第 10 条(新設)：単元未満株式のみを有する株主の権利について、その権利を明確にする。
変更案第 17 条(新設)：株主総会招集の際に株主に送付する株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるようにする。
変更案第 19 条：議決権の代理行使ができる株主の人数を規定する。
変更案第 27 条第 2 項(新設)：取締役会において、いわゆる書面決議が認められることとなったため、経営判断をより機動的に行えるよう、全取締役の同意があり、全監査役にも異議がない場合に限り、現に会議を開催しない形で取締役会の決議を認めるようにする。
- (4) 「会社法」の施行により、会社の各機関の設置等や株券を発行する旨を明記するものであります。

変更案第4条(新設):取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置する旨。

変更案第7条(新設):株券を発行する旨。

変更案第6章第40条および第41条(新設):会計監査人に関する選任方法、任期に関する規定を新設。

(5)上記のほか、「会社法」の施行により、用語等に所要の手当てを加えるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 本会社は、株式会社トーエネックと称する。英文では TOENEC CORPORATION と記す。	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 電気及び電気通信工事	1.
2. 管工事	2.
3. 消防施設工事	3.
4. 土木及び建築工事	4.
5. とび、土工及びコンクリート工事	5.
6. ほ装工事	6.
7. 塗装工事	7.
8. 防水工事	8.
9. 水道施設工事	9.
10. 鋼構造物工事	10.
11. 機械器具設置工事	11.
12. 内装仕上工事	12.
13. 清掃施設工事	13.
14. 冷水、温水、蒸気その他の熱及び風力発電、太陽光発電等のエネルギー供給に関する事業	14.
15. 電気通信事業	15.
16. 前各号の工事及び事業に関連する測量、設計、監理及びコンサルティング業務並びにこれらに附帯する研究、企画、開発等の受託	16.
17. 次の物品の購入、販売及び賃貸の事業	17.
ア. 前各号に関する工事用の電線、電柱及び架線金具等	ア.
イ. 発電用・送電用の制御機器、照明器具及び配線材料	イ.
ウ. 家庭用電化製品、家具、厨房機器、医療機械器具、衛生用機械器具、介護機器、介護用品、健康器具、スポーツ用品、衣料品及び日用雑貨品	ウ.
エ. 建設用機械器具、空気調和設備機器、空気圧縮機	エ.

(現行どおり)

現 行	変 更 案
<p>オ．電気通信機器、コンピューター機器、通信端末機器、及びこれらの部品</p> <p>18．一般貨物自動車運送事業</p> <p>19．不動産の売買、賃貸、管理</p> <p>20．他会社に対する投資、融資</p> <p><u>21．前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(本 店)</p> <p>第3条 本会社は、本店を名古屋市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 本会社の公告は、日本経済新聞及び中部経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 本会社の発行する株式の総数は2億株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 本会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p>	<p>オ</p> <p>18． } (現行どおり)</p> <p>19． }</p> <p>20． }</p> <p>21．<u>労働者派遣事業</u></p> <p>22．(現行どおり)</p> <p>(本 店)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1．取締役会</u></p> <p><u>2．監査役</u></p> <p><u>3．監査役会</u></p> <p><u>4．会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び中部経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>2億株とする。(以下、削除)</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(单元未満株式の買増し) 第 8 条 本会社の单元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第 9 条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し公告する。 本会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又はそれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、单元未満株式の買取り及び買増し、諸届出の受理、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、本会社においては、これを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 10 条 株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手続、单元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱及び手数料については、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>(基 準 日) 第 11 条 本会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使しうる株主をもって、その決算期の定時株主総</p>	<p>(单元未満株式についての権利) 第 10 条 本会社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 . 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2 . 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3 . 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 . 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し) 第 11 条 本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 12 条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め公告する。 本会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 13 条 株式に関する取扱及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行	変 更 案
<p>会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p><u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 本会社の定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって</u>定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第 13 条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって</u>定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 14 条 本会社の定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議によって</u>定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 15 条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議によって</u>定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、本会社に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、<u>議長並びに出席した取締役が記名押印するものとする。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第17条 本会社に取締役15人以内を置く。</p> <p>(選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 前項の決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第20条 取締役会は、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の議長) 第21条 取締役会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主<u>1名</u>に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、本会社に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>については、議事録に記載する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第22条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p> <p>(任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会は、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集する。 (現行どおり) 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>開催</u>することができる。</p> <p>(取締役会の議長) 第25条 取締役会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>

現 行	変 更 案
<p>(取締役会の決議事項) 第 22 条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、本会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 24 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印するものとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 25 条 代表取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。 取締役会の決議をもって社長 1 人を置き、必要に応じて会長 1 人、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(役付取締役の業務執行) 第 26 条 会長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を総理する。 社長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を統括する。 副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、本会社の業務を執行する。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその代行をする。 会長が代表取締役である場合には、第 12 条、第 13 条、第 20 条及び第 21 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(相談役及び顧問) 第 27 条 本会社は、取締役会の決議をもって相談役及び顧問若干人を置くことができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第 28 条 本会社に監査役 5 人以内を置く。</p>	<p>(取締役会の決議事項) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。 <u>本会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに署名し、又は記名押印するものとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 29 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 <u>取締役会は、その決議によって社長 1 人を置き、必要に応じて会長 1 人、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(役付取締役の業務執行) 第 30 条 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその代行をする。 会長が代表取締役である場合には、第 14 条、第 16 条、第 24 条及び第 25 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(相談役及び顧問) 第 31 条 本会社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問若干人を置くことができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第 32 条 (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p>(選 任) 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 30 条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 31 条 <u>監査役は、互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第 32 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。</p> <p>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議事項) 第 33 条 監査役会は、法令に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関し、監査役会が必要と認める事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印するものとする。</p>	<p>(選 任) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 34 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議事項) 第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>については、議事録に記載し、出席した監査役がこれに<u>署名し、又は</u>記名押印するものとする。</p>

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選任方法) <u>第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任 期) <u>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>第<u>6</u>章 計 算</p>	<p>第<u>7</u>章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第<u>36</u>条 本会社の営業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。</p> <p>(利益配当金) 第<u>37</u>条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金) 第<u>38</u>条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>中間配当金(商法第293条ノ5の規定により分配する金銭)を支払うことができる。</u></p> <p>(転換社債の転換と配当金) 第<u>39</u>条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>40</u>条 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から起算し5年以内に支払の受領がないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(事業年度) 第<u>42</u>条 本会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>43</u>条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当の基準日) 第<u>44</u>条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p> <p>(転換社債の転換と配当) 第<u>45</u>条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当又は中間配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(配当の除斥期間) 第<u>46</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算し5年以内に支払の受領がないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上